

今治市多目的温泉保養館（クアハウス今治）に係る  
指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：健康福祉部健康推進課

今治市多目的温泉保養館（クアハウス今治）の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市湯ノ浦 36 番地
- (2) 施設の設置目的 市の健康づくりの中核施設として、市民の健康管理と福祉の向上、また、観光振興の促進、特に湯ノ浦温泉地区の活性化に資すること。

2 申請概要

- (1) 申請受付期間 令和元年 9 月 20 日（金）～令和元年 9 月 30 日（月）
- (2) 申請者（1 団体）

団体名	代表者名	住所
(一財) 今治市多目的温泉保養館管理公社	理事長 越智 博	今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市多目的温泉保養館指定管理者選定審議会において、申請者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準	配点ウエイト
<b>【Ⅰ】</b> 市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保	(確保されない場合は失格)
<b>【Ⅱ】</b> 施設の効用を最大限に発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・利用料金設定額 ・保健福祉事業への取組み ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性	40点
<b>【Ⅲ】</b> 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性	25点
<b>【Ⅳ】</b> 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、 又は確保できる見込みがあること ・申請者の実績 ・人的能力(管理運営組織) ・物的能力 ・申請者の安定性及び信頼性 ・実現の可能性	30点
<b>【Ⅴ】</b> 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等への取組 ・実現の可能性	15点
<b>【Ⅵ】</b> 申請者の実績 ・モニタリング結果	8点
<b>【Ⅶ】</b> 全般 ・申請者の取組み姿勢	25点
合計点数	143点

(3) 審査結果

審査結果は、次表のとおりであり、(一財)今治市多目的温泉保養館管理公社を指定予定者として選定した。

団体名	(一財)今治市多目的温泉保養館管理公社
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	32.0点
審査基準Ⅲ	15.0点
審査基準Ⅳ	23.4点
審査基準Ⅴ	11.1点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	21.0点
合計	107.5点
<p>○審査基準Ⅰについては、現在の指定管理者としての見識から、施設の設置目的を十分理解しているとし、適正と認めた。</p> <p>○審査基準Ⅱについては、様々な健康づくり事業への取り組みや利用者に対するサービス、安全性への配慮といった点を評価した。</p> <p>○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料の上限額(324,500千円(5年間))以内であり、適正と認めた。(指定管理料基準額(5年間):324,500千円)</p> <p>○審査基準Ⅳについては、経験豊富な人材とそれを基に構築された地域・社会における信頼性を評価した。</p> <p>○審査基準Ⅴについては、地域の労働力の活用及び専門的知識活用の観点から、地元雇用や再雇用に対し積極的である点を評価した。</p> <p>○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にであると認めた。</p> <p>○審査基準Ⅶについては、これまでの運営実績を通じ、施設の設置目的や公共性を十分理解しており、また、今後計画されている様々な事業やイベントに対する姿勢と実現性の高さを評価した。</p> <p>以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、(一財)今治市多目的温泉保養館管理公社を指定予定者として選定した。</p> <p>また、(一財)今治市多目的温泉保養館管理公社に対して、業務実施にあたっては、引き続き市民の健康管理と福祉の向上の推進に積極的に取り組むとともに、湯ノ浦地区の観光資源としての当該施設の重要性が増すなかで、新規事業への取り組みや効果的なPRなどを実施し、新たな利用者を増やすことで地域の活性化に寄与することを望む意見が出たことも報告しておきたい。</p>	

※点数は各委員の平均値

4 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで